

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成22年8月分)

平成22年9月30日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 日本人の出生、婚姻及び離婚について、月別、年齢(各歳)別及び生年年齢別の集計事項を追加。 外国人の出生、婚姻及び離婚について、年齢(各歳)別の集計事項を追加。	H22.8.20

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。